神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第１編　新旧対照表

新

総　　則

１～３（略）

４　農林水産省林野庁が制定する設計積算要領等の内適用する通知について

（略）

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年７月１日付け 11-13）（以下、細部取扱いという。）

（削除）

森林整備保全事業標準歩掛の制定について（平成 11 年４月１日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）（以下、標準歩掛という。）

（略）

第１章　設計積算要領

第１節～第２節（略）

第３節　事業費の積算基準

１　直接工事費

（１）～（２）（略）

（３）支障木等の処理に関する取扱いについて

ア（略）

イ　木材の処分場への運搬について

各運輸局が許可した「一般区域貨物運送事業の貸切り運賃」により積算すること。その際、一般区域貨物運送事業の貸切り運賃には間接費を含んでいることから留意すること。また、距離制運賃は帰り荷なしを想定しているため、経済性を考慮の上採用すること。

このとき、木材の重量は樹種や性状によらず 0.6t/m3 とし、**積込み・荷卸し歩掛は次表**のとおり**とする。**

表　伐採木の積込み・荷卸しに係る歩掛

積込み・荷卸し　　10m3当たり

工種	規格	単位	数量	備考
グラップルローダ運転	新JIS 0.28m3	日	0.1	森林整備設計要領第３章３（２）イ (30/60hr+20/60hr)（積込み+荷卸し）÷ 690/110（１日当たり運転時間）≒0.130≒0.1
合計		m3	10	
単位当たり		m3	1	

旧

総　　則

１～３（略）

４　農林水産省林野庁が制定する設計積算要領等の内適用する通知について

（略）

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年７月１日付け 11-13）（以下、細部取扱いという。）

工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年６月 20 日付け林整計第 65 号）

森林整備保全事業標準歩掛の制定について（平成 11 年４月１日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）（以下、標準歩掛という。）

（略）

第１章　設計積算要領

第１節～第２節（略）

第３節　事業費の積算基準

１　直接工事費

（１）～（２）（略）

（３）支障木等の処理に関する取扱いについて

ア（略）

イ　木材の処分場への運搬について

各運輸局が許可した「一般区域貨物運送事業の貸切り運賃」により積算すること。その際、一般区域貨物運送事業の貸切り運賃には間接費を含んでいることから留意すること。また、距離制運賃は帰り荷なしを想定しているため、経済性を考慮の上採用すること。

なお、伐採木の積込み・荷卸し歩掛及び樹種毎の容積密度は次表を参考とする。

表　伐採木の積込み・荷卸しに係る歩掛

積込み・荷卸し　　10m3当たり

工種	規格	単位	数量	備考
グラップルローダ運転	新JIS 0.28m3	日	0.1	森林整備設計要領第３章３（２）イ (30/60hr+20/60hr)（積込み+荷卸し）÷ 690/110（１日当たり運転時間）≒0.130≒0.1
合計		m3	10	
単位当たり		m3	1	

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第１編　新旧対照表

新

（削除）

２　間接工事費

（削除）

（１）共通仮設費

ア　共通仮設費

共通仮設費の積算は設計積算要領第 6-1-（2）-アによる。

イ　処分費等の取扱い

処分費等の積算は設計積算要領第 6-1-（2）-ア-（イ）-ａ-（b）-i 表 6-2（注）9 による。

なお、対象額の算出にあたっては、間接工事費等の対象としない飛行経費や処分費等等を切捨千円止めして減ずるものとする。

ウ　共通仮設費率の補正について

共通仮設費率の補正及び計算は設計積算要領第 6-1-（2）-ア-（イ）-ａ-（ｄ）による。

なお、神奈川県における「山間僻地及び離島」の施工地域による補正は、山村振興法第 7 条規定のみ適用し、振興山村は別表による。ただし、工事の施工場所から市町村役場の所在地（支所等を除く。）又は市町村の中心地までの陸路が 10 km未満である地区を除く。

※工事現場が２市町村にまたがる場合は、工事延長の長い市町村を基準とする。ただし、複数工種の場合は、設計金額の多い市町村を基準とする。

（削除）

旧

表　容積密度換算値

	種名	BEF ≦20	BEF 20＜	r	d t/m3
針葉樹	スギ	1.57	1.23	0.25	0.314
	ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407
	クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464
	その他針葉樹	1.40	1.40	0.40	0.423
広葉樹	その他広葉樹	1.40	1.26	0.26	0.624

*BEF：拡大係数（地上部バイオマス（幹・枝・葉）と幹バイオマスとの比率
BEF下部の20は林齢を示す
r：地上部バイオマスに対する地下部バイオマス（根）の比率
d：容積密度（トン/m3）
林野庁HP<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html>一部抜粋

２　間接工事費

（１）コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費の取扱い

「処分費等」の取扱いは神奈川県県土整備局土木工事標準積算基準書(土木工事編）（以下「土木工事標準積算基準書」という。）Ｉ―２―②－３現場管理費　「処分費等」の取扱いを準用する。

（２）共通仮設費

ア　共通仮設費の対象額

共通仮設費の対象額（P）は次のとおりとする。（設計積算要領第 6－1－（2）－アー（イ）－ａ）

対象額（P）=直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

イ　共通仮設費率の補正及び計算（設計積算要領第 6－1－（2）ア共通仮設費（イ）算定方法ａ共通仮設費の率計算による部分（ｄ）共通仮設費率の補正）

（追加）

（ア）　施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

（追加）

神奈川県における「山間僻地及び離島」の施工地域による補正は、山村振興法第 7 条規定のみ適用し、振興山村は別表による。ただし、工事の施工場所から市町村役場の所在地、（支所等を含む。）又は市町村の中心地までの陸路が 10 km未満である地区を除く。

※工事現場が２市町村にまたがる場合は、工事延長の長い市町村を基準とする。ただし、複数工種の場合は、設計金額の多い市町村を基準とする。

（イ）　共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（Kr）×施工地域を考慮」した補正係数

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第１編　新旧対照表

新	旧
	なお、補正係数を乗じる場合は、Ｋｒの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。
エ　運搬費 オ　準備費 準備費の積算は、設計積算要領第６－１－（2）－アー（エ）準備費による。 処分費の積算にあたっては、当初設計では受入れ費用及び運搬費用の両方を処分費として計上する。処分費の清算変更にあたっては、処分業者が工事現場内に引き取りにくる場合は、受入れ費用及び運搬費用の両方を処分費とする。受注者が直接再資源化施設等へ持ち込む（処分業者以外の他社に運搬を依頼する場合も含む）場合は、受入れ費用のみが処分費となり、運搬費は処分費に含まない。 なお、胸高直径６ｃｍ以下の立木等の伐採にかかる伐木除却費については、共通仮設費率に含まれるものとする。 土砂検定の対象となる工事（①河川等から土砂搬出する工事、②河川等以外で、1,000m3 以上の土砂を搬出する工事、③土壌汚染の恐れがある土地の土砂を掘削し、搬出する工事等）においては、土砂検定に関する費用を準備費に積上げで計上するものとする。 ※土砂検定の対象となる工事については、県土整備局工事に係る土砂検定基準及び県土整備局工事に係る土砂検定基準の運用マニュアル」を参照の事。 カ　役務費 キ　事業損失防止施設費 ク　技術管理費 ケ　営繕費 コ　安全費 **（２）現場管理費** 現場管理費の積算は、設計積算要領第６－１－（2）－イ現場管理費による（削除）。 （削除）。	ウ　運搬費 エ　準備費 準備費の積算は、設計積算要領第６－１－（2）－アー（エ）準備費による。 （追加） なお、胸高直径６ｃｍ以下の立木等の伐採にかかる伐木除却費については、共通仮設費率に含まれるものとする。 土砂検定の対象となる工事（①河川等から土砂搬出する工事、②河川等以外で、1,000m3 以上の土砂を搬出する工事、③土壌汚染の恐れがある土地の土砂を掘削し、搬出する工事等）においては、土砂検定に関する費用を準備費に積上げで計上するものとする。 ※土砂検定の対象となる工事については、県土整備局工事に係る土砂検定基準及び県土整備局工事に係る土砂検定基準の運用マニュアル」を参照の事。 カ　役務費 キ　事業損失防止施設費 ク　技術管理費 ケ　営繕費 コ　安全費 **（３）現場管理費** 現場管理費の積算は、設計積算要領第６－１－（2）－イ現場管理費によるほかは、次のとおりとする。 ア　現場管理費の積算において支給品、貸付機器がある場合の積算について 現場管理費の積算において支給品、貸付機器がある場合の取扱いは、土木工事標準積算基準書 1―２―②－３現場管理費　を準用する。 イ　コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費の取扱い 処分費等の取扱いは土木工事標準積算基準書Ｉ―２―②－３現場管理費処分費等の取扱いを準用する。
３　（略）	３　（略）

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第１編　新旧対照表

新

第４節～第５節（略）

第６節　工期の設定

１　標準工期

（１）治山事業

治山事業の標準工期は、細部取扱い表 10－２のとおりとし、次のことに留意する。

ア　谷止工、床固工のみの工事については海岸等平地部の工事の標準工期を適用する。ただし、これにより難い場合は、現場条件等を勘案し、山間部の工事の標準工期を適用することができる。

イ　緑化工を伴う工事については、標準工期内に、緑化工の適期が含まれていない場合には工期を適期まで延長することができる。

（２）林道事業

林道事業の標準工期は、細部取扱い表 10－３のとおりとする。

２　積上工期

（略）

（削除）

旧

第４節～第５節（略）

第６節　工期の設定

１　標準工期

（１）治山事業

治山事業の標準工期は別表１（細部取扱い表９－２参照）のとおりとするが、次のことに留意する。

ア　谷止工、床固工のみの工事については海岸等平地部の工事の標準工期を適用する。ただし、これにより難い場合は、現場条件等を勘案し、山間部の工事の標準工期を適用することができる。

イ　緑化工を伴う工事については、標準工期内に、緑化工の適期が含まれていない場合には工期を適期まで延長することができる。

（２）林道事業

林道事業の標準工期は別表１（細部取扱い表９－３参照）のとおりとする。

２　積上工期

（略）

別表１　　治山事業　標準工期

工事別 ＼ 直接工事費		標準工期			
		海岸等平地部の工事		山間部の工事	
		4週4休	4週8休	4週4休	4週8休
3,000	千円以下	85	102	97	116
5,000	〃	101	121	114	136
10,000	〃	120	144	135	161
15,000	〃	140	167	155	186
20,000	〃	155	185	170	204
30,000	〃	170	204	187	224
40,000	〃	188	225	205	246
50,000	〃	202	242	220	264
60,000	〃	214	256	233	279
80,000	〃	229	274	248	297
100,000	〃	246	295	265	318
150,000	〃	270	323	290	347
200,000	〃	297	356	317	380

備考　１　山腹工事、海岸工事で植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。

２　200,000 千円超のものについては、次の算定式により工期を算定することができる。

海岸等平地部…T＝1.6×P^0.2850

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第１編　新旧対照表

新	旧

山間部　　…T＝2.3×P^0.2702

T:工期　　P：直接工事費

※この算定式により算定された工期は 4 週 8 休のものであるため、4 週 4 休の工期は、この工期を補正係数 1.20 で除して得た値（小数点以下、切上げ、整数止め）とする。

３　この標準工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。

別表２　　林道事業　標準工期

直接工事費		標　準　工　期	
		4週4休	4週8休
300	千円以下	44	52
500	〃	56	67
800	〃	65	78
1000	〃	73	87
1500	〃	81	97
2000	〃	91	109
3,000	〃	102	122
5,000	〃	119	142
8,000	〃	139	166
10,000	〃	155	185
15,000	〃	172	206
20,000	〃	192	230
25,000	〃	209	250
30,000	〃	223	267
40,000	〃	241	289
50,000	〃	262	314
60,000	〃	280	335
80,000	〃	302	362
100,000	〃	328	393

備考　１　100,000 千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。

T:1.0×P^0.3264

T:工期　　P：直接工事費

２　この標準工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第１編　新旧対照表

新	旧
第７節～第９節（略） 第２章　（略） 附－１　（略） 附－２　通勤の補正について 通勤の補正については、次の条件を満たす工事現場において適用する。 なお、委託事業及び森林整備に係る事業には適用しない。 １　適用条件 原則として工事現場の所在する最寄りの市町村役場（支所等を除く。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復通勤に 90 分以上を要する箇所の工事とする。 なお、集散場所から工事施工場所までの移動に時間を要する場合は、細部取扱い６（３）又は（４）を適用すること。このとき、工事施工場所は、作業箇所の中心地とし、施工箇所が連続する現場は中間点、山腹工事等は重心点とする。細部取扱い６（３）及び（４）に対する考え方についてそれぞれの模式図を図１及び図２に示す。 ２～３（略） 附－３～14（略）	第７節～第９節（略） 第２章　（略） 附－１　（略） 附－２　通勤の補正について 通勤の補正については、次の条件を満たす工事現場において適用する。 なお、委託事業及び森林整備に係る事業には適用しない。 １　適用条件 原則として工事現場の所在する最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復通勤に 90 分以上を要する箇所の工事とする。 なお、集散場所から工事施工場所までの移動に時間を要する場合は、細部取扱い６（３）又は（４）を適用すること。このとき、工事施工場所は、作業箇所の中心地とし、施工箇所が連続する現場は中間点、山腹工事等は重心点とする。細部取扱い６（３）及び（４）に対する考え方についてそれぞれの模式図を図１及び図２に示す。 ２～３（略） 附－３～14（略）